

J R通勤定期券の割引について（児童扶養手当）

児童扶養手当受給者と同一の世帯に属する方が、J R通勤用定期券を3割引で購入できる制度です。

■申請方法

- (1) 購入予定日の2週間前（年末年始やゴールデンウィークなどの5日以上閉庁日が続く場合は3週間前）までに、オンラインでご申請いただくか、下記の必要書類をこども福祉課へ郵送（必着）又はご持参ください。（持参の場合は行徳支所福祉課でも受付可。）

購入予定日の2週間前を過ぎて申請された場合、原則、

購入予定日までに発行はできませんのでご注意ください。



オンライン申請はこちら

前期分（6ヶ月分）の申請に必要な書類

- ・特定者資格証明書・特定者用定期乗車券購入証明書交付申請書
- ・割引を受ける方の写真（縦4cm×横3cm、同じ写真を2枚、直近6ヶ月以内に上半身正面・無背景で撮影）

後期分（6ヶ月分）の申請に必要な書類

- ・特定者資格証明書・特定者用定期乗車券購入証明書交付申請書

- (2) 購入予定日の数日前に、①特定者資格証明書（顔写真が貼付された厚紙）と、②特定者用定期乗車券購入証明書（「契印」が押印された薄い紙）を郵送で発行します。

- ・有効期限切れによる無効を避けるため、購入予定日の数日前に発行します。
早めに発行（郵送）を希望される方は、購入予定日を早めの日付でご記入ください。
- ・後期分の申請の際には①特定資格証明書は有効期限が1年のため発行しません。
前期分の申請の際に発行した①特定資格証明書をご使用ください。

- (3) J Rの窓口（券売機は不可）で、①特定者資格証明書（顔写真が貼付された厚紙）を提示し、②特定者用定期乗車券購入証明書（「契印」が押印された薄い紙）1枚を提出し、定期券を購入してください。

(4)

■注意事項

- ・証明書は児童扶養手当が認定（手当の支給がある）になってからの発行となります。
- ・現在割引の対象であっても、8月の現況届で全部支給停止（手当の支給がない）となった場合は、11月以降の割引申請はできません。また、すでに発行済みの証明書も無効となりますのでご注意ください。
- ・児童の年齢到達による資格喪失日（18歳を迎えた最初の3月31日）以降の割引申請はできません。
- ・通学定期券等その他割引制度との併用はできません。
- ・制度の詳細、購入の方法、定期券の金額等は、J Rへお問い合わせください。

【参考（めやす）】6ヶ月定期券で購入されると大変お得（割安）です。

本八幡～船橋 1ヶ月定期券 12回購入 1ヶ月定期券 5,280円の3割引→3,690円×12回分＝約44,280円（年額）
6ヶ月定期券 2回購入 6ヶ月定期券 25,460円の3割引→17,820円×2回分＝約35,640円（年額）
⇒ 1年間で約8,640円お得！

◇お問い合わせ・郵送先◇ 市川市 こども福祉課 児童扶養手当担当
〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号 （電話）047-712-8539